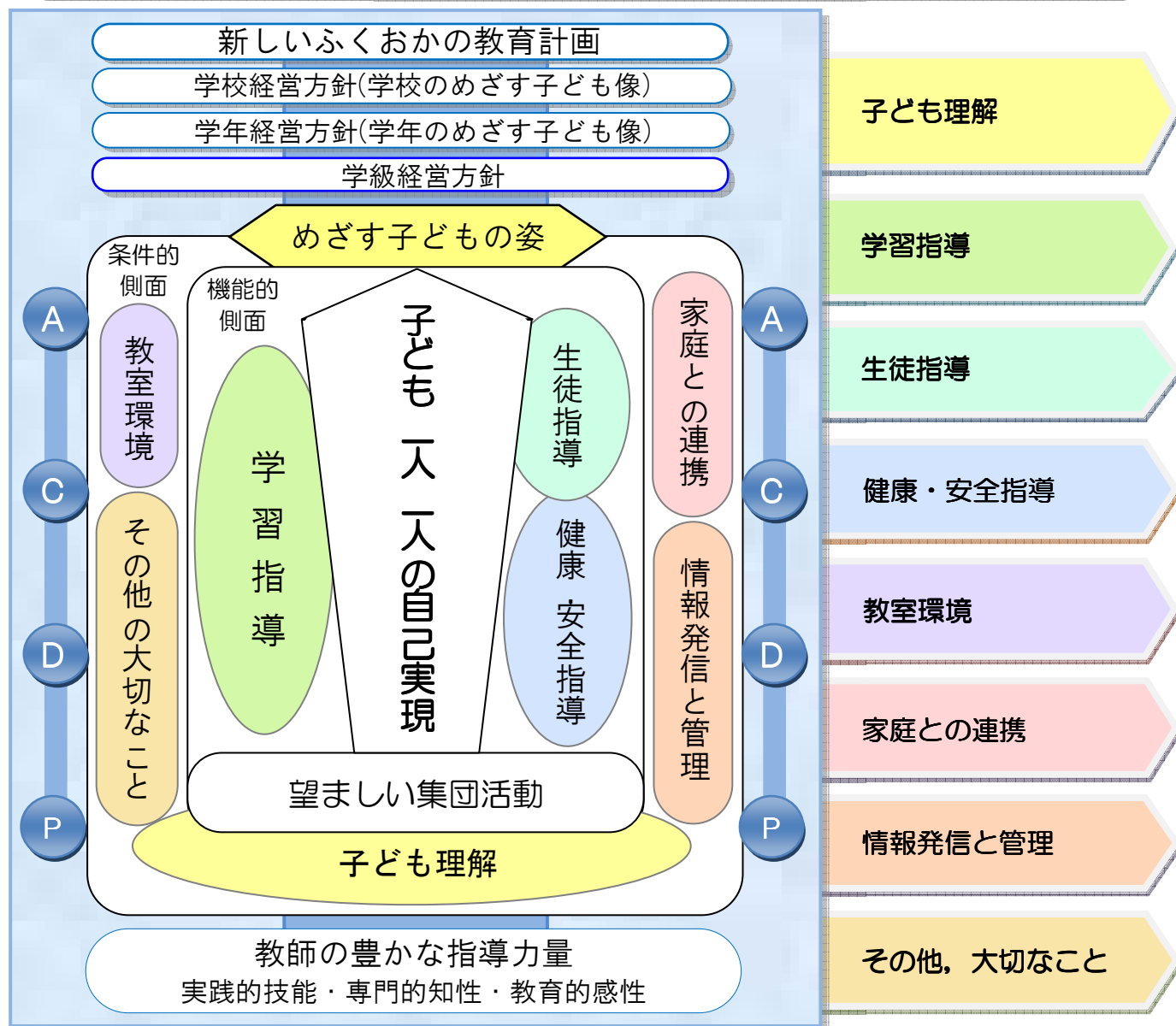


学級経営を 充実させるために

学級経営には、「子ども理解」を基盤とした望ましい集団活動を通して「学習指導」や「生徒指導」、「健康・安全指導」等を中心とした機能的側面と、「教室環境」や「家庭との連携」「情報発信と管理」等、教育活動を充実させるための条件的側面があります。

また、学校の教育活動の多くが学級を単位として展開されており、子どもにとっての学級は、学び舎であるとともに、家庭のような「心の居場所」でもあります。

学級担任は、**子ども一人一人の自己実現を支援する責任者**として、子どもが育つ楽しい学級経営をするため、日々の学習指導や生徒指導を中心に学級経営を振り返り、自ら実践課題をもって、**専門的知性、教育的感性に支えられた実践的技能**を高め続けることが大切です。



子ども理解

子ども理解とは、子どもの発達特性や持ち味、学校生活や家庭生活を通しての行動の傾向性及び思いや考え、行動の意味や処遇等を、多面的、客観的、総合的に把握することです。

このような子ども理解は、学級経営の基盤であり、その理解の深まりと広がりが、子どもとの望ましい人間関係を築くとともに、子どもの自己実現をより豊かにしていくことになります。

理解する内容は、一人一人の発達特性と、外面(目に見えるもの)、内面(目に見えないもの)等です。

- ・ 外 面 … 学力、体力の状況、子ども相互の人間関係、学校・家庭での様子等、目に見える内容
- ・ 内 面 … 特性、発言・行動の背景にある思いや考え、不安や悩み等、目に見えない内容

理解する方法には、直接的な理解と間接的な理解の方法があります。

- ◇直接的な方法
 - ・ 学校生活の様々な場面（学習、掃除、遊び等）での観察・理解
 - ・ 実際に子どもと話したり、遊んだりしながらの観察・理解
 - ・ テストやアンケート調査、面談や日記・作文等からの理解
- ◇間接的な方法
 - ・ 保護者との来校面談や訪問面談を通しての理解
 - ・ 学校の教職員全体でネットワークによる理解

- 留意点として**、
- ・ 子どもの言動や思いに対しては、共感的・受容的な態度で臨むようにします。
 - ・ 子どもの問題点や不十分さより、よさや可能性を理解するようにします。
 - ・ 学校生活だけでなく、子どもの家庭の状況や環境にも留意します。

■ 子ども理解とその取組については、次の二つの視点も大切にします。

人権教育の視点から

すべての子どもが、発達段階に応じて人権の意義・内容や重要性について考え、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることを体験的に学ぶ場面をつくります。この学びが、さまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動として実践できる子どもを育てることにつながります。

人権感覚を高める三つの取組を進めます。

- ◇ 学習づくり
 - ・ すべての子どもに目を配り、個に応じた支援的な活動を準備します。
 - ・ すべての子どもに、活動・体験・発言する場をつくります。
- ◇ 関係づくり
 - ・ 相手の立場になって考え、相互を理解しようとする関係をつくります。
 - ・ 「開始・終了時刻を守る」等、集団生活を大切にルールをつくり、守らせます。
- ◇ 環境づくり
 - ・ 相手のよさや間違いを受容的に聴き合う支持的な雰囲気をつくります。
 - ・ 「ふわふわ言葉」の言葉かけ等、相互尊重を大切にします。



特別支援教育の視点から

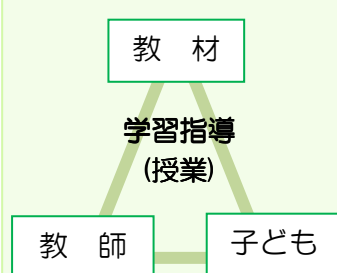
障がいのある子どもは、「困った子」ではなく「困っている子」とであると理解し、その子の主体的な取り組みを支援します。子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援をすることで、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することができます。

- ・ 支援は、子どもの苦手なところを得意とするところを使って補うという考えで行います。
 - ・ できないことを注意するより、できる状況をつくり、できたことを誉める場面を多くつくります。
 - ・ 言葉だけでなく、視覚に訴えるものを使って指示・説明をします。
 - ・ 活動の始めに行事や授業の見通し、スケジュールが分かるよう絵や図等で説明します。
- ※ スケジュールの変更はできるだけしないように心がけます。どうしても変更が必要な場合は、事前に変更の可能性を伝えておきます。

学習指導

学習指導とは、一定の目的に応じて編成されている学習内容の、知識、理解、技能、能力、態度等を獲得させるため、学習条件を整え、学習活動に対して必要な指導、助言を行うことです。学習指導の積み上げによって獲得した知識、技能、能力、態度等が、子どもの人格を形成し、生涯にわたる自己教育力につながります。

学習指導でねらうものには、知識、理解、技能といった内容的側面と、思考の筋道や方法といった学び方の側面があります。



学習指導は、**子ども・教材・教師**で成り立つ教育作用です。次のことを大切に、指導します。

「子ども」(児童・生徒観)…学習内容に対する理解・能力等のよさや不十分さとその原因、発達特性等を明確にすること

「教材」(教材観)…学習する内容と考えていく視点、単元構成等を明確にすること

「教師」(方法観)…学習活動を深めていく過程、発問、板書、具体的(映像的・言語的・動作的)方法や学習形態を工夫すること

授業改善の四つの視点

- 知識・技能等を教える授業から、思考力、判断力、表現力等の能力を育てる授業へ
- 子どもの問題点や不十分さを補う授業から、子どものよさや可能性を生かし伸ばす授業へ
- 教師先導の画一的な授業から、教師のモチベーションや子どもの主体性を生かした柔軟な授業へ
- 思弁(抽象的思考)中心の授業から、操作活動や体験活動を生かした具体的思考を重視した授業へ

道徳の時間は、自分の生き方を見つめ、自分のよさや不十分さを自覚するとともに、道徳的なものの見方・考え方・感じ方を広げたり深めたりして道徳実践力を育成する時間です。

道徳の時間は、即効的な行動の変容を期待するものではなく、将来にわたってのよりよい生き方を学ぶ時間です。そのためには、よりよい生き方を真剣に頭と心で考えていく落ち着いた受容的な学級風土をつくっておくことが大切です。

外国語活動(英語)は、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度やコミュニケーション能力の素地を養うものです。

外国語活動(英語)は、コミュニケーション力(英語力)、行動力(チャレンジ精神)、発信力(伝え合う力)等、福岡らしい国際教育の基盤となる能力・態度をはぐくむため、体験的なコミュニケーション活動を積極的に取り入れることが大切です。

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する時間です。

総合的な学習の時間は、学習形態や指導体制の工夫、社会教育施設、地域の教材や教育資源等を積極的に活用します。また、学びがあり心に残る体験活動にするため、「何を学ぶのか」の事前指導、「何を学んだのか」の事後指導を充実させることが大切です。

特別活動は、望ましい集団活動を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに協力し、発生する諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度の育成をねらうものです。小学校では、「学級活動」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」が、中学校では、「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」があります。

特別活動は、子どもの自主的、自発的な活動を重視するとともに、発達段階や学年・学級の課題に即した内容を示して重点的な指導をするようにします。また、道徳や総合的な学習の時間との関連を図ったり、指導法を工夫したりすることも大切です。

生徒指導

生徒指導とは、子どもの実際の学校生活等に即して、子どもの人格の発達を援助する営みです。育成的、対応的、計画的な生徒指導によって、子どもが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己教育力や実践的な態度を育むことができます。

内容としては、成長を促す指導、予防的な指導、対策対応的指導、課題解決的指導があります。

- ・ 成長を促す指導 … 子どもの個性を伸ばし、学習・生活への意欲を高めるための日常的な指導等
- ・ 予防的な指導 … 学期の節目や行事前に行うルールやマナーの確認指導等
- ・ 対策対応的指導 … 突発的な事故・事案の問題行動への指導等
- ・ 課題解決的指導 … 教育相談、不登校児への支援的な指導等



方法としては、個別指導と集団指導があります。

- ・ 個別指導において … 子どもは一人一人の人格形成を支援します。（教育相談を含む）
- ・ 集団指導において … 集団の一員としての自覚や社会性を育成します。
「あいさつをする」「してはいけないことはしない」「他人に迷惑をかけない」
「感謝の気持ちをもつ」「時間は厳守する」「授業中は私語をしない」等、

生徒指導上の諸問題への対応

- ・ 不登校への対応は、保護者や専門機関等と積極的に連携し相互に協力・補完しつつ対応します。
- ・ いじめ問題への対応は、早期発見・早期対応を心がけ、教育相談体制を含め学校としての対応をします。
- ・ 問題行動等への対応では、学校の指導方針に沿って、保護者・地域・関係機関と連携して対応します。

健康・安全指導

健康指導とは、健康の保持増進に必要な知識や技術の習得や、健康な生活に対する実践的態度や能力を育てることです。**安全指導とは**、日常生活全般における安全確保のために必要な知識や技能の習得や、安全な生活に対する実践的態度や能力を育てることです。

これは、自他の生命を尊重し、生涯を通じて健康で安全な生活を送る基礎を培い、進んで健康で安全・安心な社会づくりに参加し貢献する子どもを育成する上で大切です。

健康・安全指導は、「指導」と「管理」を密接に関連させて進めていく必要があります。

- 「指導」には、
- ・ 正しい食生活や自転車の乗り方等や、学習用具・器具の正しい取り扱い方等、健康・安全に関する知識・技能の指導
 - ・ 疾病の予防や、日常生活の中で起こりうるけがや事故を予測し危険から回避する等、健康・安全に関する予測、予防の指導

- 「管理」には、
- ・ 子どもの心身の状態や健康・安全な生活の実践状況、教室環境の衛生状態等を把握し、改善する教育診断的な管理
 - ・ 教室や廊下・特別教室等の定期点検、通学路等の定期巡回による点検、教具や薬品の点検と保管等の条件整備的な管理

※ 上記のことについて、担任自ら点検し、改善・充実に向けた迅速な指導と管理を心がけます。

留意点として、

- ・ 子どもの心身・生命の安全、心の安定を第一に考えた適切な対応をします。



- ・ 身体の状態だけでなく、一人一人の心の健康状態も把握するよう心がけます。
- ・ 問題や事故等が発生した場合は、直ちに管理職、養護教諭、保護者に報告するとともに、「学校の危機管理マニュアル」に沿って、適切な対応をしていきます。

教室環境

教室環境とは、子どもの学習環境であり、生活環境である教室を、安全で安心して生活ができる物質的環境、子どもの学びを喚起する知的環境、お互いに認め合う言語的環境の3点から整備、充実を図ることです。教室環境は、子どもを豊かに育んでいく「育材」になります。

望ましい教室環境は、「美性」「教育性」「安全性」という三つの条件を満足した環境です。

- ・ 美 性 … 掲示物や壁面が工夫され、机上也整頓された、見た目に美しく落ち着いて、過ごしやすい環境です。
- ・ 教育性 … 学習した成果を振り返ったり、紹介したり、お互いに認め合ったりする学びの環境です。
- ・ 安全性 … お互いが気持ちよく安心して生活でき、清潔で安全な環境です。

環境づくり(掲示物や壁面)の方法としては、動的な環境づくりと静的な環境づくりがあります。

- ・ 動的な環境 … 子どもたちの主体性を生かし、一人一人の学習・生活のめあて、観察日記、がんばり表、係活動の記録等、週や月毎に、子どもの成長や変容が見える掲示物です。
- ・ 静的な環境 … 級訓や時制、学習・生活のきまり、作品類（作文や絵画、習字等）、特別活動関係等の掲示物です。

※ 両者のバランスや内容等を考えて掲示することで、環境の教育的効果を高めます。

- 留意点として**、
- ・ 絵や作文等、いずれかのコーナーに子ども全員のものを掲示するようにし、担任のコメントや朱書きを添えることが基本です。
 - ・ 一年間を通して、全教科・領域等に関するものを掲示するよう計画します。
 - ・ 担任は、不十分な点ではなく、よさを中心にコメントを書くようにします。
- ※ 担任や子どもの言葉等、子どもを取り巻く言語環境づくりも大切です。



家庭との連携

家庭との連携とは、担任が学級・学校で行う教育活動と、保護者が家庭で行う家庭教育について、お互いに理解を深め、補完し合って子どもを育てることです。担任と保護者が同じ方向に向かって「共育」することが、子どもの生きる力（学力・体力・心）の育成につながります。

連携する内容は、

- ・ 学級のめざす子ども像をはじめ、取り組んでいる教育活動・生活態度、学級のきまり等、家庭での教育方針や取組、保護者の願い等です。
- ・ 子どもの発達特性をはじめ、学級での学習や生活の様子、友人関係の様子等、家庭での学習や生活の様子、心身の健康・安全面で配慮すべき事等です。

連携の方法としては、

- ・ 直接的な連携 … 家庭訪問や学級懇談会、電話等です。
- ・ 間接的な連携 … 学級通信や連絡帳、保護者アンケート等です。

※ 緊急な事態や問題等が発生した場合には、臨時的な保護者会や個人懇談の場をつくって、状況を説明し、保護者の理解を得ることが大切です。

参観授業三力条

- ・ 教科・領域等の偏りがないように作成していますか 参観授業の年間計画を
- ・ 保護者向けに示していますか 授業のポイントが分かる資料を
- ・ 保護者に安心されるためにも大切にしていますか 日頃の授業の積み上げを

家庭訪問五力条

- ・ 事前に知らせていますか 訪問の内容・要件を
- ・ 助言していますか 子どものよさを認めて
- ・ 受け止めていますか 保護者の話を受容的に
- ・ 守っていますか 約束した訪問の時間を
- ・ 整えて訪問していますか 服装を

情報発信と管理

情報発信と管理は、学級担任として説明責任を果たすことであり、保護者との強い信頼関係を築くことにつながります。また、担任のもっている情報は、その多くが個人情報に関するものであり、情報の取り扱いには十分な配慮と管理が必要です。

情報発信したい内容は、「教育方針」「担任の思いや考え」「学校・学級の行事予定や教育活動の状況等」「学級・学校での子どもの様子」等です。

発信の方法としては、学級通信や連絡帳、電話連絡、学級懇談会、家庭訪問等、いろいろな方法があります。

分かりやすい内容、表現方法で発信するよう心がけます。

管理すべき内容は、指導要録、学級の子どもたちの名簿や保護者緊急連絡網、子どもたちのテスト用紙、学習記録簿等です。

テスト用紙や学習記録簿、住所録等、子どもたちの個人情報に関する文書資料を家に持ち帰るときは、福岡市の「機密文書の保護に関するガイドライン」に則った手続きが必要になります。

留意点として、子どもたちの作品には**著作権**があり、子どもたちの写真には**肖像権**があります。事前に使用の目的、方法等を伝え、本人及び保護者の承認を得ておく必要があります。また、教科書、教育関係資料等の一部をコピーして学習に使用する時には、許諾申請手続きが必要な場合があります。

作文には
著作権



写真には
肖像権



その他、大切なこと

担任は、子どもを豊かに育てていくと同時に、大切な生命を預かっています。子どもたちの教育に携わる者として、次の事柄については、熟知しておきましょう。

- 福岡市の公立学校・園の教師として、教育の指針となる
「新しいふくおかの教育計画」「学校教育指導の重点」「学習指導要領」等を、熟知しましょう。
- 福岡市教育委員会から出された刊行物、リーフレットは、一読して有効に活用しましょう
 - 「授業改善の手引き」 平成 20 年 3 月
 - 「学校における個人情報取扱いマニュアル」 平成 21 年 1 月
 - 「体罰によらない教育のために」 平成 21 年 11 月
 - 「人権教育の手引き」 平成 22 年 4 月
 - 「新任教師のための教育実践の手引き」 平成 22 年 4 月
 - 「教室から創る言語活動」 平成 22 年 5 月
 - 「みんなで すすめよう ふかめよう 校内研究」 平成 22 年 6 月
 - 「学校の危機管理マニュアル」 平成 22 年 6 月



- 教職員としての義務事項や、禁止事項、擁護事項等に関する基本的な法規を理解しておきましょう。

お問い合わせは、教育センターへ

福岡市教育センター ホームページ <http://www.fuku-c.ed.jp/center/>
〒814-0006 福岡市早良区百道 3 丁目 10 番 1 号 TEL 092-822-2876(研究支援課)

